

令和3年第4回宇治田原町議会定例会
目次

○第3日（令和3年12月17日）

議事日程（第3号）	69
日程第1 議案第75号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	71
日程第2 意見書第2号 和束町で捕獲された熊の措置に関する意見書（案）	72

令和3年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月17日

午前11時15分開議

日程第1 議案第75号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)

日程第2 意見書第2号 和束町で捕獲された熊の措置に関する意見書(案)

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教育	長	奥村 博己 君
都市整備政策	監	星野 欽也 君
総務担当	理事	奥谷 明 君

健康福祉担当理事	黒川剛君
建設事業担当理事	垣内清文君
教育次長	野田泰生君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
税住民課長	廣島照美君
健康対策課長	立原信子君
子育て支援課長	岩井直子君
建設環境課長	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	清水清君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前 11 時 15 分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第 75 号の上程、説明、委員会付託

○議長（谷口 整） 日程第 1、議案第 75 号、令和 3 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議案第 75 号につきましてご説明を申し上げます。

議案第 75 号、令和 3 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費及び子育て世帯への臨時特別給付金事業費を補正するものであり、補正額は 1 億 8,550 万 5,000 円の追加となり、補正後の予算総額を 55 億 4,824 万 1,000 円とするものでございます。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金においては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金などを追加し、合計で 1 億 8,550 万 5,000 円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

民生費においては、住民税非課税世帯等に対して 1 世帯当たり 10 万円を給付する住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費及び 1 人当たりさらに 5 万円を追加給付し、一括 10 万円を年内に給付するための事業費として、子育て世帯への臨時特別給付金事業費を追加し、合計で 1 億 8,550 万 5,000 円を追加しております。

以上、よろしくご審議賜りご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 75 号を予算特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(谷口 整) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、議案第75号を予算特別委員会に付託することに決定いたします。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(谷口 整) ここで、議事日程に日程第2、意見書第2号、和束町で捕獲された熊の措置に関する意見書(案)についてを追加いたします。

日程第2、意見書第2号、和束町で捕獲された熊の措置に関する意見書(案)についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。藤本英樹議員。

- 7番(藤本英樹) それでは、私のほうから意見書第2号、和束町で捕獲された熊の措置に関する意見書の提案説明について、意見書案の朗読をもって代えさせていただきます。

令和3年12月12日に和束町湯船地区で捕獲された熊の措置について、「基本は捕獲された自治体内で人家から離れた場所に放す。今回の対応は町と協議していく」との京都府担当者のコメントが、新聞報道にありました。

京都府内におけるツキノワグマの生息地域は、丹後地域、丹波地域での分布が確認されているものの、京都府南部地域は生息地域とされておらず、和束町に隣接する本町でも今回の捕獲に大きな衝撃を受けております。

熊の生息が人間に与える影響は大きく、全国的にも熊による死傷事故も多く発生しており、地域における安心・安全な生活を脅かすものであり、新型コロナウイルスへの変異株対応同様に、水際対策が非常に重要であると考えられていることから、本来のツキノワグマの生息地域ではない自治体内での放獣については、住民の理解を得られるものではありません。

京都府におかれましては、このような状況を勘案し、捕獲された熊の措置については、地域住民の不安となることのないよう、また住民の理解が得られる措置を講じていただくよう求めるものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日。

京都府宇治田原町議会。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 説明が終わりましたので、意見書第2号に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

これより、意見書第2号の採決を行います。

意見書第2号について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、意見書第2号は可決されました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。これにて散会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は12月20日、午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 榎 木 憲 法